

# 宮津市公報

平成21年2月2日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務室発行

## 目 次

### 告 示

- |                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 市道路線の変更 .....             | 1 |
| 2 市道路線の区域決定 .....           | 1 |
| 3 市道路線の供用開始 .....           | 1 |
| 4 宮津市消防団協力事業所表示制度実施要綱 ..... | 1 |

### 公 告

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1 市有土地売払の一般競争入札 .....      | 2 |
| 2 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 ..... | 4 |
| 3 公共下水道の事業計画の変更案の縦覧 .....  | 5 |

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... | 6 |
|------------------------|---|

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1 宮津市農業委員会総会の招集 ..... | 6 |
|-----------------------|---|

## 告 示

### 宮津市告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南棟3階）において、平成21年1月15日から平成21年1月30日まで縦覧に供する。

平成21年1月15日

宮津市長 井上正嗣

路線名	旧新別	起 点 終 点	重要な経過地
堅田	旧	宮津市字喜多小字福田2462番地の1 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2	
	新	宮津市字喜多小字福田2464番地の1 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2	

\* \* \*

### 宮津市告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。  
 なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南棟3階）において、平成21年1月15日から平成21年1月30日まで縦覧に供する。

平成21年1月15日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道路の区域			備考
	区 間	敷地の幅員 m	延長 m	
堅田	宮津市字喜多小字福田2464番地の1から 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2まで	7.40～23.60	244.0	

\* \* \*

### 宮津市告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
 なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南棟3階）において、平成21年1月15日から平成21年1月30日まで縦覧に供する。

平成21年1月15日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
堅田	宮津市字喜多小字福田2464番地の1から 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2まで	平成21年1月15日

\* \* \*

### 宮津市告示第4号

宮津市消防団協力事業所表示制度実施要綱を次のように定める。

平成21年1月20日

宮津市長 井上正嗣

#### 宮津市消防団協力事業所表示制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図るため、事業所又はその他の団体（以下「事業所等」という。）で宮津市消防団に積極的に協力するものに対して消防団協力事業所表示証を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力する事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等をいう。
- (2) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証をいう。
- (3) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(認定の申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、消防団協力事業所認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 消防団長等は、消防団協力事業所の認定を受けることが適当と認められる事業所等を、消防団協力事業所推薦書により市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条の申請書又は推薦書を受理した場合において、当該事業所等が消防関係法令を遵守し、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所の認定を行うものとする。

(1) 従業員のうち2人以上が消防団員であり、かつ、その消防団活動に積極的に配慮することとしている事業所等

(2) 災害時等において、事業所等の資機材等を消防団活動に提供する等の協力をするものとしている事業所等

(3) 従業員がその事業所等の周辺で発生した火災の初期消火、交通整理等に取り組むこととしている事業所等

(4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると市長が特に認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 市長は、消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に消防団協力事業所表示証を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 消防団協力事業所は、消防団協力事業所表示証を、その建物の見やすい場所に表示するよう努めるものとする。

(表示証交付整理簿の備付け)

第7条 市長は、消防団協力事業所表示証交付整理簿を備え付け、消防団協力事業所表示証の交付に際し、その事業所等の名称、住所等の必要事項を記録するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 事業を廃止又は休止したとき。

(2) 第4条に規定する基準に適合しないこととなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により消防団協力事業所の認定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、消防団協力事業所として適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消すときは、その理由を文書で通知するものとする。

3 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、消防団協力事業所表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第9条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団活動への協力内容等の事項を広報紙等により公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、消防団協力事業所認定申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 公 告

宮津市公告第1号

市有土地売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により公告する。

平成21年1月8日

宮津市長 井上正嗣

## 1 入札に付する事項

## (1) 売払物件

物件番号	財産名称	所在地	種類	面積 (公簿面積)	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
1	つつじが丘 - 1	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1073番地	宅地	200.05㎡	7,485,000円	375,000円
2	つつじが丘 - 2	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1075番地	宅地	198.69㎡	7,577,000円	379,000円
3	つつじが丘 - 3	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1076番地	宅地	198.06㎡	7,584,000円	380,000円
4	つつじが丘 - 4	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1077番地	宅地	197.21㎡	7,567,000円	379,000円
5	つつじが丘 - 5	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1070番地	宅地	242.86㎡	9,513,000円	476,000円
6	つつじが丘 - 6	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1066番地	宅地	208.23㎡	8,156,000円	408,000円
7	つつじが丘 - 7	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1059番地	宅地	211.18㎡	8,230,000円	412,000円
8	つつじが丘 - 8	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1063番地	宅地	211.49㎡	8,242,000円	413,000円

## (2) 売払に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできない。

イ 宮津市つつじが丘団地建築協定を遵守すること。

ウ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

## 2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者（以下「入札希望者」という。）は、次により参加申込みをする。

## (1) 仮申込み

入札希望者は、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により平成21年1月8日（木）から平成21年2月6日（金）の間に参加の仮申込みの手続を行うこと。

## (2) 本申込み

(1)による参加の仮申込み手続完了後、次により参加を申し込むこと。なお、申込みにあたっては入札保証金を納付しなければならない。

## ア 申込期間

入札参加の仮申込み手続完了後、平成21年2月6日（金）までの毎日午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

## イ 申込場所

宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市建設室建築住宅係

## ウ 提出書類

入札参加申込書

住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

印鑑証明書

郵送により申し込む場合は、配達証明とすること。（平成21年2月6日（金）までの消印があるものを有効とする。）なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものについては、受け付けない。

## 3 入札期間、開札日時及び場所

(1) 入札期間 平成21年2月20日（金）午後1時から平成21年2月27日（金）午後1時まで

- (2) 開札日時 平成21年2月27日(金)午後1時
- (3) 開札場所 入札、開札ともに公有財産売却システムによる。
- 4 入札の方法
- (1) 入札は、平成21年1月8日(木)から平成21年2月19日(木)の間に入札の参加申込み及び入札保証金の納付を完了し、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行う。
- (2) 入札者は、入札期間中に公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。
- (3) 持参及び郵送による入札書の提出は、認めない。
- 5 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の5の額(千円未満切り上げ)とする。
- (2) 入札希望者は、宮津市が発行する納付書により入札保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還する。
- (4) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が本契約を締結しない場合を除き、契約締結後返還する。ただし、本人の申出により第1回納付金に充当することができる。
- (5) 入札保証金には、利子は付与しない。
- 6 入札の無効
- 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。
- 7 入札に参加する者に必要な資格
- 次の各号のいずれにも該当すること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する宮津市の職員でない者
- (3) 宮津市が定めるガイドライン及び市有土地売払入札要綱並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。
- (4) 2により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。
- 8 落札者の決定
- 予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。
- 9 契約の締結
- (1) 落札者は、平成21年3月10日(火)までに契約を締結すること。
- (2) 落札者は、契約締結の日から7日以内に第1回納付金として売買代金に100分の5を乗じて得た額(千円未満の端数を切り上げた額)を宮津市へ納付すること。
- (3) 落札者は、第2回納付金として売買代金から第1回納付金を控除した額を、平成21年5月29日(金)までに宮津市へ納付すること。
- (4) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、第1回納付金は宮津市に帰属し、返還しない。
- 10 権利義務譲渡の禁止
- 落札及び契約上の権利義務は、第三者に譲渡できない。ただし、落札者を含む共有名義での契約は、可能なものとする。
- 11 その他
- 入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、同法施行令、宮津市財務規則、市有土地売払入札要綱及びつつじが丘団地宅地分譲に関する規則に定めるところによる。
- 12 入札に関する問い合わせ先・郵送先
- 〒626 - 8501 宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市建設室建築住宅係  
電話 0772 - 22 - 2121

\* \* \*

## 宮津市公告第2号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成21年1月16日から2週間、宮津市上下水道室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成21年1月16日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
平成21年2月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域  
宮津市字須津、中野及び溝尻の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
宮津市字須津、中野及び溝尻の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別  
分流式
- 5 略図  
別紙のとおり（省略）

\* \* \*

### 宮津市公告第3号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に意見書を提出することができる。

平成21年1月21日

宮津市長 井上正嗣

- 1 下水道の名称  
京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道
- 2 予定処理区域

昭和60年京都府告示第104号、平成2年京都府告示第292号、平成4年京都府告示第768号、平成6年京都府告示第665号、平成9年京都府告示第554号、平成16年京都府告示第118号及び平成18年京都府告示第28号に定める事業地のうち京都府宮津市字江尻小字宮ノ下、小字大垣及び小字見谷、字喜多小字福田、字国分小字長田、字惣小字山崎鼻、字滝馬小字稲場、小字一本木、小字東一本木、小字稲口及び小字奥村、字中野小字梶原、字波路小字一本松、字難波野小字大垣並びに字宮村小字旭が丘、小字下岡、小字下、小字清水及び小字辻の区域を変更し、同事業地に字今福小字荒木野、字江尻小字阿弥陀堂、小字荒神垣、小字池ノ上、小字池ノ尻、小字市場、小字伊八宅、小字打杭、小字大戸、小字大道、小字小川、小字片岡、小字勝右衛門外側、小字勝右衛門宅、小字勝右衛門宅外側、小字神主分、小字上菜切、小字枯木谷、小字川尻、小字久四郎作り、小字清四郎宅、小字喜六宅、小字銀助宅、小字窪、小字クボ、小字窪口、小字広蔵宅、小字コウゾバ、小字五反田、小字五兵衛門宅、小字佐助作り、小字定蔵作り、小字下坪、小字下菜切、小字常三郎宅、小字庄右衛門宅、小字甚蔵宅、小字善吉宅、小字仙右衛門宅、小字武八宅、小字武左衛門宅、小字寺屋敷、小字天王前、小字天王裏、小字中江、小字中島、小字橋立、小字蓮池、小字半左衛門宅、小字東川、小字東濱、小字弁財天、小字前田、小字松治郎宅、小字マトバ、小字森助宅、小字弥三郎宅、小字弥助宅、小字八ツ谷、小字六反田、小字辨才天及び小字猴谷、字大垣小字阿弥陀堂、小字池ノ上、小字大川、小字大戸、小字川立、小字中江、小字中島、小字前田、小字妙見口、小字寄ス及び小字四反田、字小田小字家ノ下、小字白垣、小字長石、小字堀、小字松葉、小字丸山及び小字宮ノ下、字喜多小字茂原、小字家、小字石ノ下、小字大橋、小字岡、小字堅田、小字上ノ段、小字上屋敷、小字城山、小字善光、小字谷田、小字天神、小字天神裏、小字天神ノ岡、小字鳥ヶ尾、小字堂ノ下、小字中島、小字中嶋、小字中ノ下、小字長藪、小字中島、小字縄手、小字花之木、小字引地、小字福地、小字回り、小字宮ノ前、小字薬師、小字屋敷、小字横町及び小字礼場、字惣小字須後口、小字須後谷及び小字左惣東、字滝馬小字宮垣、小字滝、小字稲場及び小字向峠、字中野小字荒神垣西、小字池ノ上、小字池の上、小字大戸、小字神子屋敷、小字川尻、小字五反田、小字眞戸場、小字大門東切、小字中江、小字橋詰、小字寄州、小字ヨリス及び小字傳左工門、字波路小字高畑及び小字タテクリ、字難波野小字阿弥陀堂、小字池ノ上、小字五斗田、小字中江及び小字寄州、字松原並びに字宮村小字男山、小字岡嶋、小字岡ノ谷、小字屋敷統、小字野間、小字屋敷前、小字岡坂、小字岡、小字稲葉、小字屋敷下、小字男山家ノ前、小字早稲田、小字椿原、小字寺ノ下、小字元屋敷、

小字家ノ前、小字石原、小字カキ原、小字柿原、小字忠兵衛屋敷、小字中、小字西垣、小字ニシガキ、小字薬師堂、小字屋敷裏、小字座敷ツツキ、小字庚申塚、小字上、小字鮎川、小字立石、小字三輪及び小字矢の谷の区域を追加する。

- 3 工事着手及び完成予定年月日  
工事着手年月日 昭和60年2月26日  
工事完成予定年月日 平成28年3月31日
- 4 事業計画の案の縦覧場所  
宮津市役所上下水道室
- 5 縦覧期間  
平成21年1月21日から平成21年2月3日

## 教育委員会

### 《告示》

宮津市教育委員会告示第1号

平成21年第1回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成21年1月16日

宮津市教育委員会

委員長 上羽 堅 一

- 1 日 時 平成21年1月26日(月) 午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

## 農業委員会

### 《告示》

宮津市農業委員会告示第1号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成21年1月6日

宮津市農業委員会

会長 森川 耕一郎

- 1 日 時 平成21年1月13日(火) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題  
議第1号 農地法第3条の許可申請に係る許可について  
議第2号 農地法第5条の許可申請に係る意見について